

情報倶楽部

2025年4月

No. 287

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ ゴルフクラブの入会金、会費

Q. 会社でゴルフクラブに入会しようと思います。個人会員しかないようですが、その場合の取扱いはどうなりますか？

A. 法人でゴルフクラブの会員権を取得した場合の税務上の取扱いは、次のようになります。

1. 入会金

① 法人会員として入会する場合
資産計上となります。

ただし、記名式の法人会員で名義人である特定の役員又は使用人が専ら法人の業務に関係なく利用するためこれらの人が負担すべきものであるときはこれらの人に対する給与となります。

② 個人会員として入会する場合

個人会員である特定の役員又は使用人に対する給与となります。

ただし、無記名式の法人会員制度がないために個人会員として入会し、その入会金を法人が資産に計上した場合において、その入会が法人の業務の遂行上必要であるため法人が負担すべきものであると認められるときは、その処理が認められます。

③ 資産計上した入会金の取扱い

資産計上した入会金は償却できませんが、ゴルフクラブを脱退しても入会金が返還されない場合のその返還されない部分の金額は、脱退をした事業年度の損金に算入されます。

2. 会費等

年会費、ロッカー代などの費用は、入会金が資産計上されている場合は交際費、給与とされている場合は給与となります。

[No.5381 ゴルフクラブの入会金と会費の取扱い | 国税庁](#)

財産評価

★ 会計検査院による株式評価方法の指摘

Q. 会計検査院が株式の評価方法について指摘をしたそうですが、どのような内容になっていますか？

A. 先ごろ、会計検査院から「令和5年度決算検査報告の概要」が公表され、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について検査があり、以下のような指摘がありました。

「原則的評価方式において各評価方式の間で評価額にかい離が生じていることにより、類似業種比準価額を適用する割合がより高くなる規模の大きな区分の会社ほど評価額が相対的に低く算定されることとなっており、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえないと思料される。

また、配当還元方式の還元率は、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれがあり、これに基づいて算定される評価額は通達制定当時と比べて相対的に低くなっているおそれがあると思料される。ついては、国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要である」としました。

取引相場のない株式の評価について、改正が見込まれますのでご注意ください。

そ の 他

★ 消費税還付申告に関する国税当局の対応について

Q. 消費税還付申告に関する国税当局の対応が公表されたとか。どのような内容でしたか？

A. 先ごろ、国税庁から、「消費税還付申告に関する国税当局の対応について」が公表されました。

概要は、次のとおりです。

消費税は、多くの納税者が正しく申告をする一方、消費税の仕組みを悪用し、実際に取りをしたように見せかけるなど、虚偽の内容で申告書を提出して、消費税の還付を不正に受けようとする事案も発生しています。また、消費税の還付申告の中には、このような不正還付事案の他にも、各取引に関する課税取引や非課税取引といった区分の誤りや固定資産等の取得時期の誤りなども見受けられます。

そのため、国税当局としては、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いをいったん保留しつつ、還付申告の原因を確認するため、行政指導において、証拠書類の提出をお願いすることや、税務調査を実施する場合もあり、還付申告の原因の確認に当たっては、時間を要し、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

国税当局としては、可能な限り速やかに実態確認等に努めるとともに、これらの結果、還付税額が過大と認められる事由がないことが判明した場合には、遅滞なく還付を行うこととしていますので、納税者の皆様のご理解とご協力をお願いします、としています。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022001-098.pdf>

★ 令和6年4月～6月の裁決事例

Q. 令和6年4月から6月の裁決事例が公表されたそうですが、どんなものがありましたか？

A. 先ごろ、国税不服審判所から、令和6年4月分から6月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が2件、所得税法関係が1件、相続税法関係が1件、登録免許税法関係が1件、消費税法関係が1件の計6件です。

参考となるものに、次のものがありました。

本件は、請求人が消費税等の確定申告書を提出しなかったところ、原処分庁が請求人には申告書を提出する義務があり、また、請求人が基準期間の課税売上高を隠蔽し、又は仮装したところに基づき申告書を提出しなかったとして消費税等の決定処分及び重加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、原処分の一部の取消しを求めた事案です。

請求人は、①消費税等の認識ある無申告は無申告行為であること、②何ら根拠のない収入金額及び必要経費の額を収支内訳書に記載することは、過少申告行為であって、仮装隠蔽行為に該当せず、特段の行動に当たるとも評価できない旨主張しましたが、審判所は、基準期間中における課税資産の譲渡等の対価の額を故意に脱漏し、課税期間において免税事業者であることを装い続け、確定申告をしなかったのであるから、かかる行為は仮装隠蔽と評価すべき行為であり、単なる無申告や過少申告と評価することはできないとして、請求人の主張を棄却しました。

[国税不服審判所](#)

★ 役員変更登記

Q. 役員の任期が満了になります。変更はありませんが登記は必要ですか？

A. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までですが、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することもできます。

また、公開会社ではない株式会社の取締役の任期は、定款で定めることにより、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することもできます。公開会社とは、株式会社が発行する株式の全部又は一部につき、株式の譲渡について株式会社の承認を要する旨の定款の定めがない株式会社をいいます。株式を市場に公開しているかどうかは関係ありません。

株式会社等の役員の任期が満了したときは、役員変更の登記を申請する必要があります。

役員が任期満了後に再任された場合も、役員の登記事項に変更が生じていますので、登記が必要です。

株式会社の場合は、役員の任期満了から2週間以内に、役員変更の登記をする必要がありますので、忘れないようにしなければなりません。

必要な登記を怠った代表者等は、裁判所から100万円以下の過料に処される可能性がありますので、注意してください。